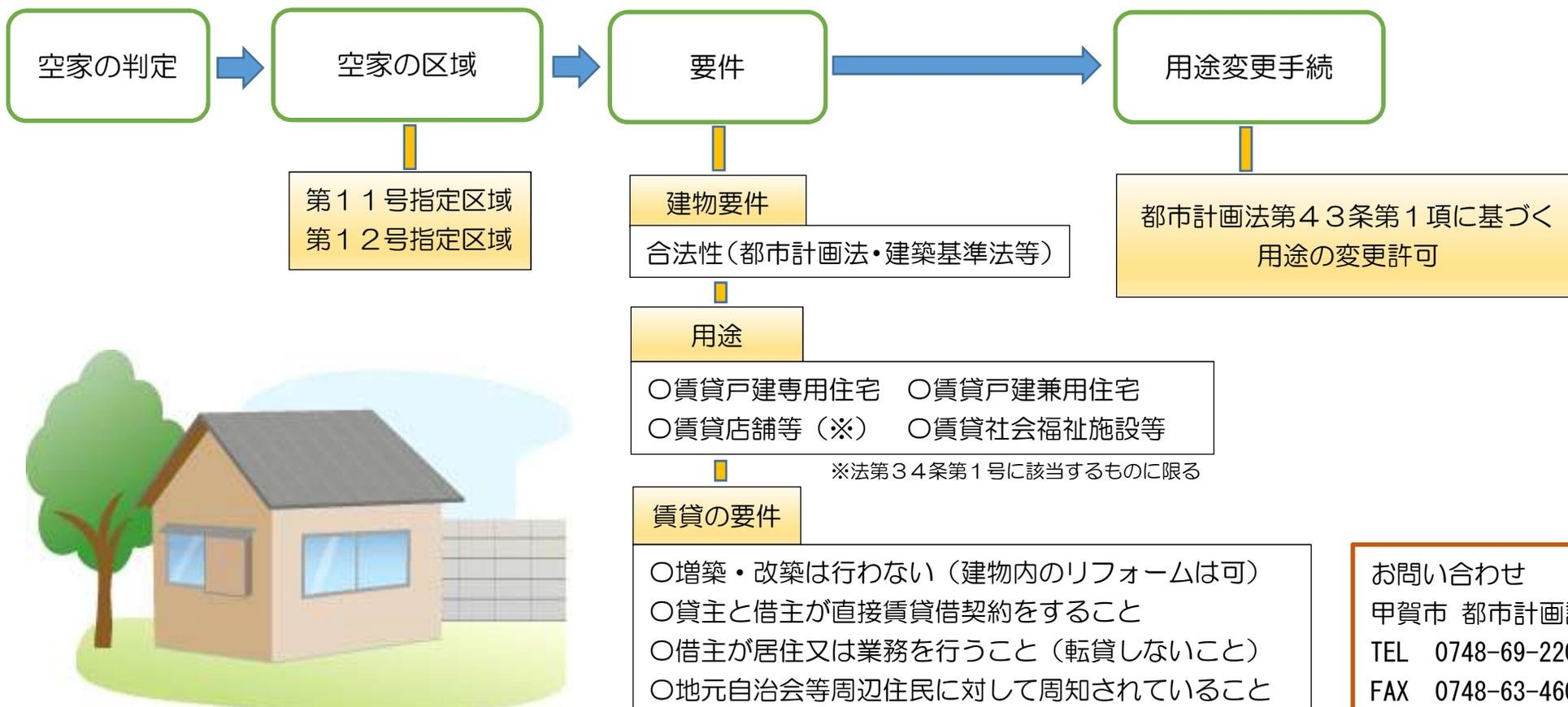


市街化調整区域内的の空家・空店舗の利活用

令和4年4月1日施行

都市計画法第34条第11号・12号の規定により、市が条例で指定した区域（条例指定区域）において適法に建築された空家を賃貸して、住宅または店舗等として利活用することができます。

- 空家とは、「概ね1年以上住まれていない空家や使用されていない店舗等及びその敷地」
- 市が現地調査等から空家と判定した物件が対象
- 賃貸は、貸主と借主が直接賃貸借契約を結ぶもの
- 空家を賃貸して利用する場合は、都市計画法第43条第1項に基づく用途の変更許可（賃貸用途に変更）を得ること
- 敷地及び建物の規模は、空家と判定された時点の規模で用途の変更が可能



お問い合わせ
甲賀市 都市計画課 開発指導係
TEL 0748-69-2204
FAX 0748-63-4601